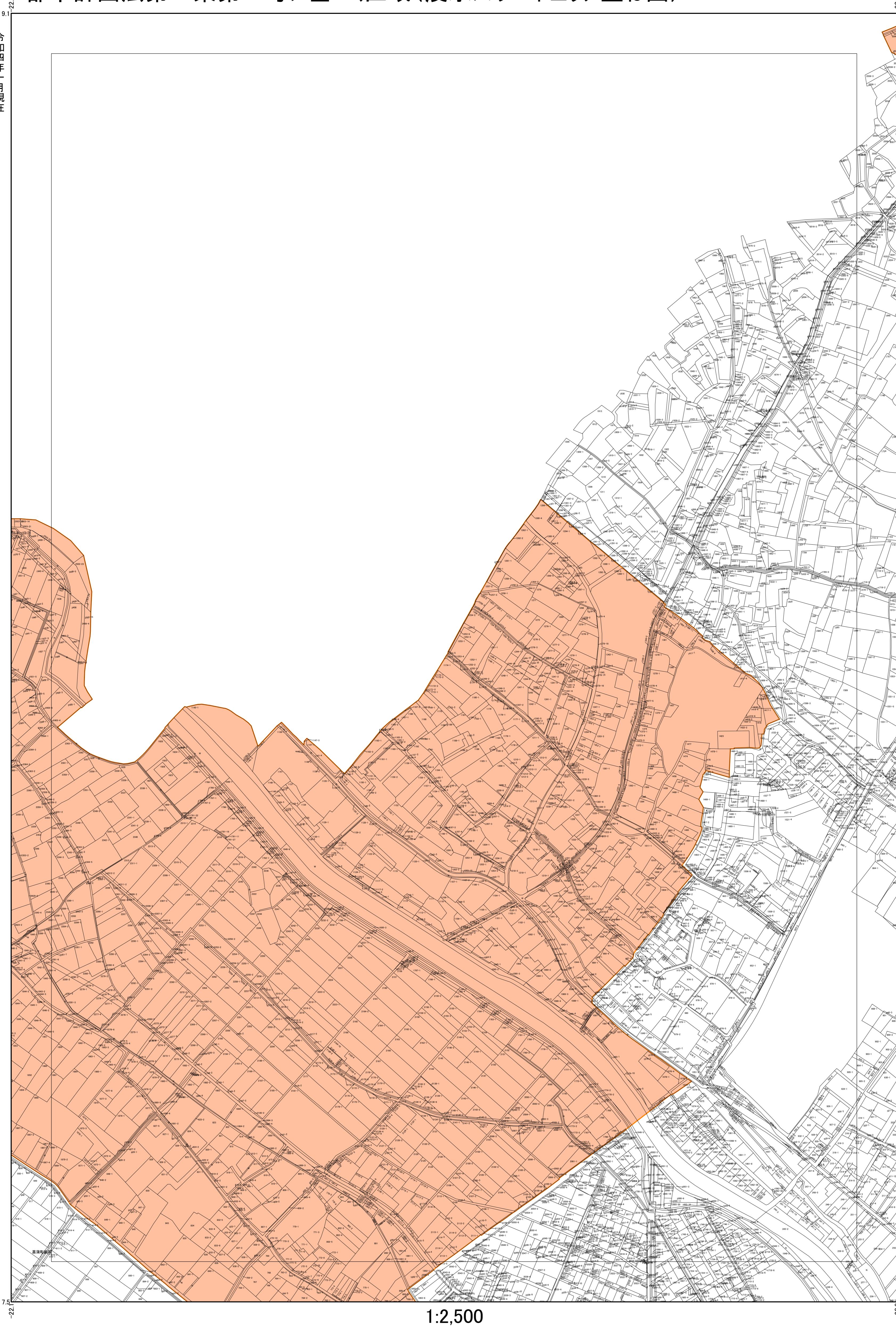


久喜市
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No22L

令和四年一月現在



凡例

	条例第5条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300m ² が適用される区域)
	条例第5条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300m ² が適用されない区域)
	【流通業務施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第5条第2項第1号に規定する適用地区並びに河川法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(イ)項に掲げる建築物以外の建物のうち、倉庫及び貯蔵場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する廃棄物の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第1号に規定する許可を受けたもの及び破壊、焼却等の処分の用に供するものを除く。
	【工業施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する適用地区並びに河川法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(イ)項に掲げる建築物、金属の荷物又は物類の事業を営む工場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する廃棄物の処理に供する建築物のうち、建築基準法第5条第1号に規定する許可を受けたもの及び破壊、焼却等の処分の用に供するものを除く。
	【商業施設】 条例第5条第1項第1号に基づく土地の区域のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる士地の区域、農業振興地帯の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する適用地区並びに河川法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2(イ)項に掲げる建築物以外の建物のうち、次の(1)又は(2)に該当するものとする。 (1) 小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000m ² 未満のものに限る。(2)において同じ。)(2) 小売業の店舗と飲食店の用途のみを併せ有する施設(当該用途に供する部分の面積の合計が10,000m ² 未満のものに限る。)
	【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第2.9条の9第9号又は第7号(第1号に第1項第1号口に限る。)に該当する区域 (利根川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の想定浸水深が3m以上である土地の区域)

1:2,500

0 100 200 300 400 500m